

○議長 横尾 武志君

4 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

おはようございます。通告書に従って質問をさせていただきます。

まず、1 件目ですけれども、山鹿貝塚及び城山の現状と整備について。芦屋町観光基本構想が本年 4 月に出されましたが、数ある歴史、文化、遺産の整備と継承及び観光資源としての位置づけが乏しいと感じられます。

山鹿貝塚及び城山の現状は放置されたままであり、見るにたえられない状況です。歴史自然遺産を観光資源のスポットとして位置づけ、整備を進めていく必要があると常々感じておりました。それで、昨年 9 月の議会でも一般質問をしておりますが、それに引き続いて行います。

山鹿貝塚の環境整備の取り扱いについて、町は林野庁九州森林管理局福岡森林管理署及び福岡県文化財保護課との合同会議を検討されたでしょうか。まず、これからいきたいと思えます。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、生涯学習課から山鹿貝塚の環境整備の取り扱いにつきましてご説明いたします。

山鹿貝塚は県の指定遺跡であると同時に、国が管理する防風保安林の中に所在しております。現在、史跡の活用につきましては、県文化財保護課と、まずは山鹿貝塚保護を大前提とした適切な遺跡管理につきまして協議を進めております。と同時に、遺跡の管理者であります市町村としての立場から、防風保安林を管理しております林野庁に対して、低木や下草等の伐採と定期的な管理及び処理につきまして、適切に行ってもらいようお願いをするとともに、史跡整備につきましてもご理解を求めていっております。

これにつきましては、今年 25 年の 6 月 27 日付で林野庁国有林野部業務課長宛に、山鹿貝塚を含む国有林に関する林野庁への要望書を地域づくり課とともに提出し、現在回答待ちの状況です。

このように、県文化財保護課及び林野庁とは緻密かつ継続的な協議を続け、まずは町がそれぞれの機関と、それぞれとの間にある課題点につきまして、引き続き調整を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

昨年の 9 月の答弁の中に、今のようなことへの回答がありました。その中で、あそこの遺跡は砂丘ですので、そういう構造物をつくることについてはいかななものかというような話がありました。

私は、あそこにそういうお金のかかるようなものではなくて、そういう散策ができるような細い道でもいいかなというような気持ちでおったわけですけど、いずれにしろそういう砂地であったために、なかなかそういうものに対する取り組みが今日までなされてなかったなというふうに思うんですけれど。

今、皆さん方のお手元にカラーの写真を配付しておりますから、ちょっとこれを見ながら説明したいと思いますが。写真は、上の 2 段がこれは城山のことで、下のほうにありますが山鹿貝塚です。

山鹿貝塚は、先ほどの県の指定文化財でもありますし、そういう意味で 3 段目の左のほうは、こういう掲示板がされております。よくごらんになってください。この掲示板の横に、これ女竹なんですね。竹がずっと今、奥まで入りつつあります。これを放置しておきますと、これはハマユウ群生地ではありませんが、竹やぶ群生地になってしまう恐れがあるというふうに考えます。

これは数年前まではこんな状況はなかったと思います。それが少しずつ、少しずつ深部まで入ってきているということになれば、この竹の根っこが、こういうさまざまな森林を犯していくということですので、これについてはぜひ松の伐採したものを撤去するだけではなくて、この女竹が侵入していることによって防風林としての役割がますますおかしくなるのではないかと。そして、そういう竹やぶのような貝塚というのはみっともないし、恥ずかしいことではなかろうかというふうに思います。

そういう意味で、今、ある意味では松の伐倒されたものは撤去をされてはおりますけど、写真の 3 つ目、このような松がまだ残ったままなんですね。ぜひ撤去をしていただきたいというふうに考えます。

それから、一番右のほうは、これはこのような電線に大木が覆いかぶさっております。そのことによって田屋地区の特定の地域ですけれども有線放送、それから電気が時々風が吹いたときなんかには停電するというような苦情が入っておりますので、この点について営林署なり九州電力なりに、町として何か要請をされたかどうかお聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

現在のこの田屋地区の場所につきましては、国有林でありまして森林管理署のほうで管理をし

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

ております。そのため状況をちょっと妹川議員よりお聞きしましたので、森林事務所のほうに連絡をして枝払い等をしていただくような形でお願いはしているような状況になります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

先ほどの課長の話では、芦屋町が関係機関と話し合いながらということですが、前回も私は営林署の方と、それから自然保護課との話の中で、県は営林署の関係がありますし、営林署は県の自然保護課というのがあって、そういう合同の会議なるものについては、町が主体的にそういう話し合いの場を設けていただけるならば、参加いたしますよというふうに言われております。

このことについて、今回の一般質問をすることで営林署とそれから県にも説明をしましたところ、そういう積極的な町が主体的になって、そういう合同会議なるようなものを設置していただければ、当然参加したいというようなことを話をされておりました。いかがでしょう、そういう意味で、その関係機関というのは芦屋町の関係機関だけではなくて、いわゆる国・県そういうことに要請されるお気持ちはありませんか。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

関係機関と申しますものは、県の文化財保護課及び林野庁のことを指します。我々としては、それぞれの中でどういったことができるかということ、まずは個別に会議をさせていただきたいというふうに考えております。

この個別の会議等がある程度整えば、状況によって、そういう合同ということも起こり得るのではないかと思います。現状としましては、まずは個別に当たらせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

ぜひ町の執行部の皆さん方も、この山鹿貝塚に登っていただいて、非常に 3,000 年前のこの 18 体の人骨、やはり縄文人の眠る山鹿貝塚です。そういう歴史文化の誇り得る芦屋町の山鹿貝塚が、こんな無残な形で放置されていいものか。

やはり先祖を大事にする、そのことが芦屋町の人たちへの誇りでもあるし、町外、県外から参

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

加されてくる歴史郷土史会の皆さん方が、芦屋町の山鹿貝塚はさすがだというような山にしたい。それとともに、自然遺産と観光資源のスポットとして位置づけられて、そしてこのことが 5 年先、10 年先になるかわかりませんが、やはり観光、それから教育の場として、歴史の場として活用できたらなということのを常々考えております。よろしくお願ひします。

2 番に行きますが、では城山の写真なんです。1 段目の左側からこれを城山に登ろうといたしますと、「汚さずに守ろう自然の美しさ芦屋町」という看板が大きいものがありますが、汚さずに守ろうではなくて、もうこれ自体がカビが生えているような状態なんですね。湿気のあるところとはいえ、これを立てられたのがいつかわかりませんが、こういう状態私たちは、芦屋千軒、関千軒と言われている芦屋町、歴史深い町なんです、この玄関先でもあるわけですね。

これについては、芦屋町は観光資源として花見の観光地として遠賀、中間の花見の山花見はどこであるかということで、芦屋町の山鹿の花見ですね。城山の桜の名所ということであるわけですが、玄関先であるこういう立て看板でいいものかどうか。現状もそうです。子どもの遊具、これずっと登っていきますと、これは先賢顕彰会が行われている祠があります。私も時々参加させていただいております。議員の皆様方も執行部の皆様方も参加されておられますが、今から 20 年、30 年前に私がここを訪れたときは、桜の花が満開のときに枝が張っているわけですね。覆いかぶさるような感じでした。

ところが、周りの樹木が大木になってしまって、桜の花が、ほうきを反対にしたように上のほうに伸びてしまっているんです。ということが桜の花が上のほうにしか見えないという状況になっています。そういう意味では、この周りの樹木の剪定、陣内を整理、そういうところが必要ではなからうかというふうに、洞山保存会の皆様方が毎年ここで桜見、山鹿兵藤次秀遠をしのぶ会をして、花見をするわけですが、先賢顕彰会の皆さんもここでやるわけですが、皆さん方も常々感じられているのではなからうかと思ひます。

そして、歩いていきますと、このように外柵が朽ち果てたままの状態になっています。散策路はもう傷んだまま。これは、このまま放置しておきますと、いわゆる土砂崩れの恐れもあるわけですが。そういう意味で、これについても今後どうされるのかということで、2 番目の項目に入っていくわけですが。これについてどのように考えられているのか、よろしくお願ひします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

城山の現状につきましてご説明をいたします。

本年 4 月に作成しました芦屋町観光基本構想の基本戦略 4 という形の中で、地域資源を活かした観光の魅力づくりの施策の中に、既存の観光施設の整備活用として城山公園を位置づけており

ます。

これは、古くから花見の名所として利用されていましたが、現在の広場や散策路、フェンス等は整備が不十分で危険な箇所も見られます。この公園として、今後の方向性及び必要性を今後検討していくという形で、基本構想にもうたっております。

この公園整備を実施していくに当たり、優先順位を今つけて計画的に実施していきたいと考えております。実施計画では夏井ヶ浜一帯をまず第一に、次に、魚見公園、城山公園の順に整備を進めていくように考えております。

ただ、公園整備につきましては費用が多額に要しますので、活用できるメニュー等を探して整備をしていきたいと考えております。現在のところ、必要最低限という形の中の管理、剪定だとか草刈り、あと除草作業といったところを委託して行っているのが現状となります。それとあと、崩落等の対応として平成 24 年度に遠賀川側の崩落防止等危険な箇所については防止工事を行っているところでございます。

現在として、財政状況が厳しい中で財源の確保がなかなかできず、公園の整備が十分に行き届いていないということは、今の現状となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

引き続き私のほうから、ちょっとお答えいたしたいと思えます。

城山の状況は、今課長が説明したように、現在、機能の維持というレベルでの管理を行っております。これについては、やはり平成 17 年度から実施した行財政改革による影響があると考えております。当時、これまでと同様の行財政運営をしていくなれば、平成 17 年の状況ですから、16 年以前の同様の行財政運営をしていくなれば、10 年後は約 10 億円もの赤字が見込まれる。赤字財政となる試算が出ていました。これによりまして、抜本的な改革に取り組み、そういう必要性を強く意識したところでございます。

このため、10 億円の赤字の解消と、10 年後には 10 億円の基金を積みまして保有すること。また、大型事業も考えられるので、これに 10 億円を投資するというところで、合計 30 億円の財源を捻出するという計画を策定し、議員の皆さんはもとより、職員にも自覚をさせ、その上で広報誌及び住民説明会を実施して、この難局を乗り越えるさまざまな施策を展開してきたところでございます。

その中には物件費の一律削減、各種団体への補助金の見直し、各種施策は郡内並みに、そして職員給与についても 5 年間辛抱してくださいということで、一律 3% の引き下げなど総合的に実

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

施してきたところでございます。

○議員 4 番 妹川 征男君

ちょっと議題から離れているようですけど。

○議長 横尾 武志君

大丈夫です。

○副町長 鶴原 洋一君

城山公園についても、その中にあります。物件費については、その後の行革においても徐々に引き下げを行ってきました。このようなことから、城山公園の現状が徐々に現在のようになっていったものと考えられます。

しかし、この行財政改革を行った結果、徐々に財政は好転しています。本年度の財政シミュレーションでは、10年後の基金残高は約50億円となる予測をしております。また、競艇事業についてもモーニングレースの取り組み、場間場外発売、電話投票など経営努力の結果、ここでも単独開催以降好転してきており、一般会計への繰入金も増額することとしております。なお、競艇事業からの繰り入れにつきましては、その用途を明確にして対応していく必要があると考えております。

このような状況下、観光公園整備については、それぞれの公園をどのようにしていくかの構想を持ちつつ、優先順位を決めて対応していかなければならないと思っています。ただし、手を入れなければならないところについては、適宜その都度対応しなければなりませんから、施設整備計画などに上げて管理することが必要だと考えているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

ありがとうございます。でも、今の私の質問に対して少し本題から離れているようなことですので、私、議題が4つありますから短時間でお願いしたいと思います。

じゃ、言葉を返すようですけど、そういうようなこと優先順位をしながらでも、そういう私たちの町民の願いである城山を、やはり本当に花見のできるような、そして憩いの場になるような城山にしていきたいというような願いが、町民の声にたくさんあるということをお伝えしたいと思います。

じゃ、2番目に行きますが、特別養護老人ホームの不採択の真相についてですが、まず、1、2、3の質問をする前に、土地所有者の同意書は提出されているが、その土地の利用者の同意書は提出されていないというふうに私は判断していますが、これ間違いありませんか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

3月の一般質問にも答弁いたしましたけれども、受理に関しましては現在、町に提訴されておりますので、裁判の中身に関するものでございますので答弁は控えさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

もう一回言いますが、裁判とこの問題とは全く関係ないことですが、土地の所有者、私の2枚目のプリントを見てください。カラーの写真の2枚目のところの①、②、③、④、⑤、⑥、⑦とありますが、③のところなんですね。③の方は、これは同意書は出ているはずですが、

ところが、ここで耕作している人の農業者の方の、いわゆるその土地の利用者の同意書は提出されていないと、ご本人も言われておりますから、それで確認をしておりますが、同意書はその土地の利用者の同意書は出ているのですか。それだけです。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

先ほど答弁いたしましたけれども、裁判における違法性の主張部分というのが原告からございます。その中で、隣接地権者で土地所有者と利用者が同一でないのに、土地利用者の同意云々に関して違法性を求めておりますので、これは裁判の内容に関するものでございますので、先ほどと同じように答弁は控えさせていただきたいと思えます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

では、まず②、字名の違った同意書を訂正するよう指導もせず、なぜ受理したのかということですが、これも先の6月議会で、ある隣接地権者の同意書、これは⑤ですね。⑤の方なんですけれども、これは山鹿地区なんですけど、その芦屋となっていると。で、事業者の確認をしたところ間違いであったということが確認できた。事務上のミスであったと判断しているということをお答えされております。であれば、地主のところに行って、事業者は地主のところに行って書きかえるように指導したかという問いに対して、あなたは指導していませんと回答されましたが、

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

これ間違いありませんか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

そのとおりでございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

③は、分筆は通学路の安全対策というような理由のもとに分筆されたものだと思いますが、分筆が通学路の安全対策だということは町が言ったことなんですか。それとも町が推薦した事業者が言った言葉ですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これは事業者のほうから説明がございました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

じゃ、そのような①にいけますが、その土地の利用者の同意書は出されていないと思いますが、そういうような問題のある町が推薦した事業者の応募書類をなぜ受理したんですか。②、そのような間違った同意書を訂正することもなく、それをなぜ受理したんですか。③、なぜその分筆は通学路の安全対策という理由のもとからであるけれども、なぜそういう同意書を受理したのですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、妹川議員のご質問のございました 1、2、3 点がございませうけど、1 番と 3 番というのは、なぜ受理したんですかということで、答えは同じになると思うんですけども、これにつきましては事業者から提出していただいた必要な書類を福岡県に確認をしておりますし、その上で必要な書面がそろっていたために受理しております。

それから、訂正することなく、なぜ受理したかっていうことなんですけども、先ほど妹川議員

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

も言われましたけども、書類作成上のミスであるということが確認でき、なおかつそれ以外にも間違いがないということが確認できました。これはそもそも事業者の責任で用意するものですので、それらが確認できましたので受理したものです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

この分筆は通学路の安全対策ということですが、今、図面を見ていただきたいんですが、この分筆されたところは赤の②、④、⑥この方々はさまざまな理由によって反対の意思表示をされていた。その中で通学路の安全対策というふうなことなんですけども、幅 2 メーターのものが 20 メーター、10 メーター、30 メーター近くあるでしょう、幅は。これは緑のところはこれは通学路です。ましてや、その下の 6 番のところはこれは水路なんですね。水路の幅は約 2 メーター、この水路の 2 メーターのところは、なんで分筆が通学路の安全対策というようなことを信じられたのですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

信じる、信じないということではなくて、事業者から説明がそのようにあったということで、これはプレゼンテーションの中で選定委員会の中で、事業者がプレゼンテーションにおいて説明されたことですので、信じる、信じないというのは各個人の委員さんの問題でございまして、その点については、事業者から単に説明があったということだけの事実でございまして。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

そういうのを丸のみにして、そしてそういう裏づけもしないで、11月9日にそういう書類を受け取っているわけですから、そのプレゼンは11月の20日でしょうけれど、11月9日の中でそれがわかっているはずですよ。それを、そういう審査権を持つ芦屋町が受理すること自体が、あなたたちがつくった留意事項に違反するものではありませんか。

それで、また隣接地権者と土地利用者が同意していない場合は、両方の同意を得てくださいというふうに留意事項にも書かれているわけですよ。それについて、芦屋町が審査権を放棄して、芦屋町がそれを受理し、そして選定委員会にかけて、その事業者が県のほうに上がっていくわけですね。

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

そこで、留意事項にはこんなことも書かれてあります。留意点の中には、必要な提出書類がそろっていない場合や、もろもろあるわけですけど、暴力団による不当な行為があれば、応募書類の受理は行いませんとあります。まあ、町と県の作成した留意事項そのものを、町自身が私は違反をしているのではないかと。みずからそれをほごにしているというふうにししか思えませんが、この点いかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

分筆の件についていろいろ説明があっているようですが、この件については何度もご説明していると思いますが、この分筆についてを含めて、この特養の問題については県の要綱に基づいて行ってきた。基本的には県の要綱に基づくものだという、整備方針に基づくものだと考えております。

この分筆が適当なのかどうかについては、県と常に適宜調整した上で、県の考え方をお聞きした上で受理したということで、何度もこれは、この議場の場でご説明しているところでございます。そのような過程を持って受理をしたということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

副町長は、課長もそうですけれど、隣接地主の方が会いたいと、そして隣接地主の定義とは何か、自分たちは隣接地主ではないのかというようなことで申し出されました。ところが、自分たちには今おっしゃったように県が判断することであると、県のほうに言ってくださいというような、そういうことを言われたことによって、そういう地主の方々、そしてそういうような話が町民の中に知れ渡ることによって、町全体が、まあ、課長だけじゃない、町長だけじゃない、副町長だけじゃない、芦屋町の行政というものが町全体に不信感が今は募っていますよ。

足元の目と鼻の先の住民が副町長や課長に、まあ、課長には会いましたけどね、県のほうに聞いてくださいと、そんなええころかげんなことで、そんないいかげんな態度、そしてそういう答弁でいいのかなというふうにつくづく思います。

まあ、あくまでも決定権は県でしょうけども、審査権を持つのがやはり選定委員会であり町長だったと思うんです。まあ、そういうことで地主の怒りの声を再度伝えてほしいということでしたので、ここで伝えておきます。

それから、私は地方公務員法には服務の基本基準というのがあります。全て職員は全体の奉仕

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

者として公共の利益のために勤務する。全力を挙げてこれに専念しなければならないという条文があります。また、サービスの宣言、宣誓の条項があります。法律、条令、規則、規定等を遵守し職務に専念する。また、第 30 条には職務上の命令に従う義務が明示されている。町長の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

恐らくこの問題については、課長の判断でこういうことをなされたとは思いません。やはり、上司の職務の命令に従ってやられたのかなというふうに感じざるを得ないのです。

今回の場合は、やはりこういう福岡県の高齢者福祉施設の整備方針と芦屋町の方針、留意事項に照らして公正で中立で、そして適切に処理し審査すべきであったというふうに思っています。

ところが、今回の一連の中で担当課は一番基本的なこと、隣接地権者の同意について審査もせず、裏づけも取らず、むしろそれを隠蔽をして、県に責任を転嫁する、そして選定委員会に審査の書類を提出し、審査させたというふうにしか私は思えません。また、地主さんたちもそう思われています。

そういう意味で、第 33 条には信用失墜行為の禁止項目があります。職員はその職の信用を傷つけ、または職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。今、町民の声は、こういうような声が渦巻いております。いかがでしょうか。

それで、私は第 29 条には懲戒の条項というのがあります。私は福祉課の担当者は職務上の義務に違反し、または職務を怠っているというふうに考えていますが、いかがでしょう、町長。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

この論議は、妹川議員ともう何度もお話したわけでごさいます、妹川議員は妹川議員のお考えによって、今るいろいろなお話をされておるわけでごさいます、先ほど副町長も申し上げましたように、何度もこれもお話をしました。

特養については、これは介護事業であると。事業者みずからが結局、土地を確保し、同意を取り、自治区の同意も取ると。これが大前提になっておるわけでごさいます。そして、いろんな書類を町が審査をするわけでごさいます。チェックするわけでごさいます。そしてそれを県に上げると、そしてそこに町の感情が入れられるかどうかということでごさいます、課長も申し述べておりますように、これも何度も妹川議員にお話ししました。

私は、課長に対しまして、どんな小さなことでも県に必ず相談してやるようにというふうに申して今日まで来ておるわけでごさいます。この姿勢は今でも変わることはないわけでごさいます。

先ほど懲戒だとかいろいろ妹川議員独自の、いわゆる論理を言われたわけでごさいます、それはそれとして日本は言論の自由はあるわけでごさいますので、それはおっしゃることは構わな

と思うわけでございます。

それから、私のほうには別に今言われたような地主さんのほうから云々だとか、そういうことは一切来ておりません。逆に、もうこのことには触れたくないと、間接的に私の耳には入っておるわけでございます。

というのも、やはり自治区が結局認めたと、そういう中で、まあ、自分たちも心苦しいところはあるが、個人的な気持ちとしてないほうがいいという形の中で、できればつくってほしくないという気持ちはあると。そういう中でいろんな方が私のほうに出入りしてきたと、反対してくれ、いろいろそれは妹川議員もご存じだと思うわけであります。いろんな形の中で、反対してくれ、同意せんでくれというようなお話も承っておるのが、これが現実であるわけでございます。

いろんな言論の自由でございますので、言われるのは結構でございますが、今日肅々と我々はこの職務に当たっておるということを、再度申し上げておきます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

町長がどういうところからそういう話を聞かれたかわかりませんが、私はこの田屋地区のところは地区の同意がとれなかった、不受理。そして、今回の場合は留意事項に従えば、主体的に町が判断すれば選考委員会、その前の11月9日の時点で不受理ないしは不適切な、不正な応募書類であるということであれば、そこで受理できなかったということであれば、1者しか残らなくなるですね。その1者というのが、その柏原地区に道路を拡張し、資財をなげうってやっぴこうとされていた会社名、事業者、これはグループホームと小規模多機能などやられている複合型介護施設をやられています医療法人慶愛優しか残っていなかったと、こういうふうに判断するわけですね。

私がこういう発言をしますと、先ほどのように町長が、どこそこのところは反対してくださいとか、そういうふうなことの風評があるかわかりませんが、これは消去法でいくなれば、1者田屋のほうでそこで不受理、そして、その町が推薦したところの会社は不受理、失格ということであれば、1者しか残らないじゃないですか。そのことによって、選定委員会でその1者が上がってきて、今言った医療法人慶愛優は残ってきて、その選定委員会でその中身が経営上のこと、資金上のこと、そういうものが悪ければ、そこで落選でいいんですよ。町が選定委員会が、これは不採択だということであれば、それでもう納得できるわけですけど、もともとそういう受理してはいけないような会社を上げたということ自体が、非常に不可解でたまりません。

私はそういうことを言っておるのであって、私が特定の事業者を推薦するために動いていたわけではありません。公正にそして中立に正しいやり方でやれているかどうか、そういう事業者で

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

あるか、そういうことで今まで私は動いてきました。もういいです、次にいきます、時間がないので、お願いします。

3 番にいきます。ボートピア勝山の施設譲渡契約についていきます。

平成 24 年 9 月定例議会において、町は平成 24 年 6 月 28 日に交わした無償譲渡契約書を開示しないまま補正予算、この金額 490 万 7,000 円というのを削除してください。私のミスでございましたので削除です。予算を提案し、議会は賛成多数で可決した。その施設無償譲渡契約書がいまだ開示されておられません。

1 番、平成 24 年 9 月 5 日、6 日、議会運営委員会に秘密会として開催し、8 人のメンバーには開示されているが、残された 5 人の議員にはなぜ開示されないのか。前回もお話したと思いますが、もう一度、もうあれから 3 カ月、6 月議会で 9 月ですから 3 カ月たっていますので、開示しますというような回答を得たいと思っております。どうぞ。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎 隆好君

譲渡契約書をなぜ議会運営委員会以外の議員に公開しないのかというご質問に対してお答えします。

ボートピア勝山につきましては、昨年 9 月末をもって旧施設会社であります株式会社ビー・ケーから施設譲渡を受けて、現在営業を行っているところでございます。このビー・ケーとの譲渡契約書につきましては、開設当初にこのビー・ケーと地元住民の方々が交わされました金銭に関する約定書、覚書など多くの書類が添付されております。

これらの書類は民間企業が民間人と交わした書類でありまして、公開されることを前提としたものではございません。このため、これらの方々に不利益が及ぶことを懸念して非公開としているものでございます。

ご質問の譲渡契約書をなぜ議会運営委員会の議員以外に公開しないのかということでございますが、この件につきましては、昨年 9 月議会の際に議会運営委員会より施設譲渡についての説明を求められ、行ったものでございますが、この会議は非公開で行われるということでございましたので、説明資料として契約書の一部を提出させていただき、会議後、資料は回収させていただいております。

昨年 10 月に行われました総務財政委員会においても、同様のご質問があつておりましたが、その際にもご説明しましたとおり非公開を前提に委員会からの要請があれば、同様の対応を取りたいと考えておりますが、これまでそのような要請はあつておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

じゃ、昨年の9月の5、6で秘密会議ということで開示されたでしょうけど、じゃ、その契約書にあります第13条に基づいて漏えいしてはならないと、ビー・ケーと芦屋町の了解のもとであればいいというような条項があるわけですが、であれば、この秘密会議をすることについてはビー・ケーと了解を取ったわけですか。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎 隆好君

ビー・ケーとこのような形で説明するという報告は行っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

先の6月議会で、この場で私はこういうふうに裁判所、それからさまざまな形で流れて、もう契約書を持っているわけですけど、それを皆さん方に開示するように議長を通してお話したんですけど、やはり開示できないということでもいいんですね。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎 隆好君

はい、現在のところビー・ケーの了解は得られておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

2番目にいきまして、競艇事業局と町長は借地権を引き継いでいると答弁されています。地主との土地賃貸借契約はそのとき整っていたのか、今現在整っているのか、いかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎 隆好君

施設譲渡に当たる地権者との契約が整っていたのかというご質問についてですけれども。

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

ポートピア勝山の敷地内にあります借地の契約につきましては、ビー・ケーと地権者との間に転貸を行っております事業者が入っております。このビー・ケーと地権者と転貸を行っている事業者による 3 者の転貸の転貸借契約となっております。

このため、今回の施設譲渡に当たり、ビー・ケーはこの借地契約について地権者と協議を行うべく、転貸を行っている事業者に対しまして協議を行うよう依頼を行ってまいりました。しかし、結果的には協議に至ることができないまま提訴ということになっておりますので、現時点で地権者との新たな契約はできていないという状態でございます。

なお、答弁の中で借地権を引き継いでいるということに関しましては、先ほどご説明しましたように、借地契約につきましては開設当初にビー・ケーと地権者と転貸者の 3 者で 3 者契約が交わされておりましたので、譲渡契約によりまして、このビー・ケーの地位を芦屋町が引き継ぐということになっております。

このため、ビー・ケーの持っておりました借地権を引き継いでいるというご説明をしているものです。なお、この件につきましては現在、係争中の案件となっておりますので、申し訳ありませんけれども、これ以上の答弁は控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

借地権というのは、どういうふうに使われているのかなと思うんですけども、土地の所有者とそれから土地を利用したいという人との間で、土地を貸しましょう、土地を借りましょうということで賃貸借契約を結ぶわけですね。

それで、今ビー・ケーとその土地の地主さんたちとは交わされていたでしょうけれど、その中でビー・ケーが芦屋町に譲渡する際には、地主はそれは貸しませんよ、田んぼにしてくださいよというような話であったわけだと思いますが、いずれにしろ、そのビー・ケーから芦屋町に無償譲渡をされたからといって、6 月の 28 日の時点で賃貸借契約を交わさなければならないんですよ。

例えばいろいろな具体例がありますが、例えば私が土地を持っていると、で、町長が私の土地を利用していると。そして私が賃貸料をいただいていると、本当は町長が副町長にそれを譲られたときに、私はやっぱり副町長と新たに賃貸借契約を結ぶと思うんですね。それと同じように、新たにその地主さんと賃貸借契約を交わす必要があったと思うんですね。それが今もなされていない。そして提訴されているということは、この地主さんのお手紙にもあるように、私たち町会議員には全ていただきました。総務財政委員会に対して 9 月 15 日に内容が書かれてあります。

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

そして、文書でも 2 回通告しています。何ら回答はありませんということと、それから 11 月 15 日には芦屋町町会議員として皆さん方に承諾も取らず、土地を不法に占拠している、やむを得ず今回の提訴に至りましたという 11 月 15 日、この日にもう提訴しているわけですけどね。

だからそういうことを、なぜそういう無償譲渡契約書があって、それが未完了のままに進められたことに、こういうような事件に発生してきたのではなかろうかというふうに思っております。まあ、これ以上裁判で答えられないということですので、それはそれでいいでしょう。

それで、私はこの契約書の中に、昨年 9 月 14 日と 10 月 4 日に総務財政委員会での内容なんですけど、仲山局長さんは、地元同意は本来ビー・ケーが行うべき役割で、9 月 30 日に譲り受けた後もビー・ケーは地元の同意について継続するよう契約上もなっている。とか、ビー・ケーは譲渡したから積み残しのものはないということはない。ちゃんと責任を持って継続していくことが契約上にも明記しており、というふうに発言されて、私たち議員は総務財政委員会も、なるほどと、ビー・ケーがやってくれるんか、本議会でも昨年の 9 月の 17、18 日の本議会でもなるほどということで議案を賛成された方もおられると思うんですけど。

どうですか、私はこれはこの条文にそういうことが書かれてありますか。契約上にもそのようにビー・ケーが取り組んでいきますというように、契約上に書かれてありますか。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎 隆好君

譲渡契約書の内容につきましては、先ほど申しましたように基本的に非公開ということになっておりますので、詳細についてはご答弁は避けたいと思っておりますけれども、契約書の中に、まあ、その時点で懸案となっておりました菩提区の同意について、引き続き協議をするということで条文は上がっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

引き続き、このことについては協議していくというのが、この契約書の中に載っていますか。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎 隆好君

はい、上がっております。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

時間が差し迫っておりますが、私はこの無償譲渡契約内容は地方自治法 26 条と、それから芦屋ボート競走事業の設置等に関する条例第 11 条に今でも違反していると、なぜこの議会に諮らなかつたのかというふうに思っています。まあ、違反していないとしていますけど町は、その根拠を示せということについては、次回に回したいと思います。

私は、この無償譲渡契約書は負担付譲与、それから寄附であるというふうに私もいろいろ調査をしました。で、町が答弁するようなものもそれはあるでしょう。しかし、実際問題として今、負担付であります。それは営業をしているからといって、当然、維持管理費についてもそれは負担しなければならないでしょうけど、それ自体がもう負担行為と思っています。そういう意味で、次回にこれは回したいと思います。

4 番目、町立芦屋中央病院の建てかえについてであります。

町が病院建てかえのための基本計画（素案）を近日中に明らかにするようですが、その情報を住民に対してどのような方法で明らかにするつもりか。

2 番目の町立芦屋中央病院の建てかえについて、住民に賛否を問うための住民投票条例を制定する気はありますかということも、2 点まとめてお願いします。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

要旨 1 についてご説明いたします。

基本計画の素案につきましては、準備ができ次第議会の皆様にも報告を行い、その後町民の皆様に対しては、広報あしやとホームページにてお知らせをすることとしております。また、パブリックコメントや住民説明会を実施し、住民の皆様のご意見をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

中央病院建てかえに関する住民投票条例の制定についての考え方でございます。現在に至るまでの経緯ですが、平成 22 年 2 月の議会全員協議会で、町長から病院の老朽化による一時的な改修を行ったとしても、いずれまた大規模な改修を行わざるを得ない。しかし、改修をやりながらの病院経営は困難ではないかとして、建てかえ問題に言及をされました。この全員協議会は、病院の今後の使用可能年数への質問があり、耐用年数は 39 年とお答えしたところです。

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

また、平成 23 年 4 月の統一地方選挙で、波多野町長のマニフェストにおいて、老朽化した病院施設は応急措置を講じているが、建てかえについて考えなければならない時期に来ているとして、その是非を含めて将来を見通した計画を策定すると住民の皆さんに示されております。

その後、役場庁内で検討を重ねた結果、専門家の方々の考え方、ご意見等を参考にすべきであるとして、平成 23 年 9 月定例会において、老朽化した病院の今後の対応策について第三者機関に諮問し、答申を得るための支援業務委託予算を議会へ計上し、可決されました。

この第三者機関は、病院事業検討委員会で主な議論は、病院の具体的な老朽化対策でした。その答申は、町民の意向を踏まえると、今後とも中央病院は存続することが望ましい。その上で移転、建てかえが最も望ましいとされました。これを検討する中で、大規模改修でも多くの財源が必要で、かつ機能回復ができて機能向上はできないことで合理性はないと判断されました。

次に、現地建てかえについては土地が狭いので、建てかえる場合は高層化となり、動線や建築コストなどに問題があり、駐車場の確保や工事中の患者への悪影響なども問題となり。

○議員 4 番 妹川 征男君

議長、簡略をお願いします。

○議長 横尾 武志君

副町長、時間がないから少し簡略に。

○副町長 鶴原 洋一君

はい。まあ、そういう建てかえについての言及がございました。そして平成 24 年 4 月に議会全員協議会でこの答申書の説明をいたしたところです。

同月、発議 2 号で病院事業調査特別委員会が議会において設置されました。このことは昨日の話でもございました。そして、その報告は議会だよりでなされております。

それから 24 年 5 月には、広報あしやでこの答申書についてのお知らせをした。そして 24 年 7 月にも建てかえについての広報をしております。さらに、平成 24 年 3 月の定例会において経営形態検討委員会の予算を通していただきまして、24 年 5 月から経営形態に関する審議を行ったと、このような経過がございます。

このような検討を重ねた結果に、平成 24 年 11 月に議会に対しまして築 37 年目となる病院の喫緊の課題として、建てかえる方向性についての説明を行い、住民説明会もあわせてやってきたと。で、広報もやってきた、このようにとらえてございまして、このような経過を踏まえて住民の皆さんのお考えは、病院は存続すべしでございまして、議会のご意見も 137 床を堅持して地域医療を提供し続けてくださいとのこととでございます。

このように病院が必要だというコンセンサスは、既にあると考えております。病院は必要だが、耐用年数 39 年という中で中央病院は築 37 年目を迎え。

○議長 横尾 武志君

副町長、もう時間がないからね、質問に簡略に答えてやって。

○議員 4 番 妹川 征男君

もういいです。わかりました。

○副町長 鶴原 洋一君

つきましては、このようなことから住民投票条例という選択肢はないというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

住民投票条例をやる気があるかどうかということを知っているわけですから、私は、今いろいろな形で広報あしやとかホームページ、それからさまざまな住民説明会等も行われていることは事実です。

ところが、今町民は財政負担の問題、病院経営内容、将来的に多大な負担を町民に強いるのではないかという不安もあります。では建ててもいいのではないかというさまざまな方がおられるわけですね。

そういう中であって、私はこの住民投票条例制定を町長発議で、町条例 9 6 条に基づいてやられる、やったほうがいいのか、そのことによって住民の方々もいろいろな情報を流していただいて、そしてそれに参画していく、そういう意味で、またさまざまな誤解を招いている住民の方もおられるでしょうから、そういう意思の疎通を図りながら、情報が皆さん方に伝わる中で賛否を問うということは、私たち議会制民主主義の中には、いわゆる二元代表制とは言われていますが、必ずしも全ての大事業については、直接町民の意見を聞くということも必要であるかと思うんですね。

やはり、議会制間接民主主義の中において、直接的にそれを投票することによって議会の間接民主主義を補完する、補う、そういう意味での住民投票をぜひ、町長発議でやっていただきたいというふうに思っています。この辺についてはいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

もう時間がありませんよ。町長、答える。時間がないけどどうする。

もう時間がないのでね、妹川議員。積み残しがあると思うので、12月議会でもういっちょ。

○議員 4 番 妹川 征男君

じゃ、最後に。

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

○議長 横尾 武志君

最後、簡略に。

○議員 4 番 妹川 征男君

じゃ、これで私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。